

国見町条例第32号

国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国見町国民健康保険税条例（昭和34年国見町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条第1項中「6.36」を「6.50」に改める。

第5条中「25,000円」を「25,500円」に改める。

第5条の2第1号中「20,400円」を「20,800円」に改め、同条第2号中「10,200円」を「10,400円」に改め、同条第3号中「15,300円」を「15,600円」に改める。

第7条の2中「9,700円」を「10,200円」に改める。

第7条の3第1号中「6,600円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「5,400円」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「17,500円」を「17,850円」に改め、同号イ(一)中「14,280円」を「14,560円」に改め、同号イ(二)中「7,140円」を「7,280円」に改め、同号イ(三)中「10,710円」を「10,920円」に改め、同号ウ中「6,790円」を「7,140円」に改め、同号エ(一)中「4,620円」を「5,040円」に改め、同号エ(二)中「2,310円」を「2,520円」に改め、同号エ(三)中「3,465円」を「3,780円」に改め、同項第2号柱書中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同号ア中「12,500円」を「12,750円」に改め、同号イ(一)中「10,200円」を「10,400円」に改め、同号イ(二)中「5,100円」を「5,200円」に改め、同号イ(三)中「7,650円」を「7,800円」に改め、同号ウ中「4,850円」を「5,100円」に改め、同号エ(一)中「3,300円」を「3,600円」に改め、同号エ(二)中「1,650円」を「1,800円」に改め、同号エ(三)中「2,475円」を「2,700円」に改め、同項第3号柱書中「54万5千円」を「56万円」に改め、同号ア中「5,000円」を「5,100円」に改め、同号イ(一)中「4,080円」を「4,160円」に改め、同号イ(二)中「2,040円」を「2,080円」に改め、同号イ(三)中「3,060円」を「3,120円」に改め、同号ウ中「1,940円」を「2,040円」に改め、同号エ(一)中「1,320円」を「1,440円」に改め、同号エ(二)中「660円」を「720円」に改め、同号エ(三)中「990円」を「1,080円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,750円」を「3,825円」に改め、同号イ中「6,250円」を「6,375円」に改め、同号ウ中「10,000円」を「10,200円」に改め、同号エ中「12,500円」を「12,750円」に改め、同項第2号ア中「1,455円」を「1,530円」に改め、同号イ中「2,425円」を「2,550円」に改め、同号ウ中「3,880円」を「4,080円」に改め、同号エ中「4,850円」を「5,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国見町国民健康保険条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の国見町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。